

本小委員会は看護婦の制度並びに待遇改善を中心として検討を行い、この問題を中心としたとして、先ず最初に主なる調査事項として調査資料の蒐集をする、なお民間関係者が結果として推進することになりまして、政府当局並びに司令部に要請し目的を達成するといふ態度で以て進むことになりました。第三回小委員会十二月五日、本委員会に五日付託になりました請願二件の審査を先ずいたしまして、看護婦制度審議会の議事経過について説明を聴取いたしました。先ず請願審査、請願は第七十二号看護婦資格既得権に甲種看護婦国家試験免除の請願、もう一つ請願は第七号看護婦養成所に対する国庫補助の請願、この二つは共に今日の看護婦の問題につきまして、当面しておる問題を二つとも挙げておりますので、丁度あたかも小委員会ではこのことを研究いたしておりますから、一応これは適當と認めまして、内閣に送付すべきものと決定いたしました。送り付しました。それから看護婦制度審議会の経過につきまして、看護婦制度審議会林会長より審議会の経過の説明を聴取いたしました。又各委員より質疑応答がございました。林会長の議事経過説明によりまして、看護婦の免許の甲、乙の二種についての可否、及び国家試験既得権者の問題、この二点を中心にいたしまして大體話合つたのであります。大體看護婦甲、乙二種のことにつきましては一本として行つたらどうかというような、まあ話の筋に落ちて行つたようでございます。国家試験の既得権者の問題につきましては、国家試験は受けるにつきまして、その準備制度として適當な講習というものはなされていいのじやないだろうかという話を中心になりまして続けられた次第でございます。なお二つの話につきましては、決定的にきまつたわけではございませんで、そういう二つの糸口を中心にしたしまして話が進められて行つた、これからこの問題につきまして二回小委員会におきまして話合を続けて行くことになると思ひます。殊にそのうちでも国家試験と既得権者につきましては、各小委員会の意見は多少重要でもございますので、概略を左に掲げておきます。

看護婦の既得権者は今後は増加しなく、毎年二〇％の減耗率で減少して行くので、恐らく四年から五年程の間に既得権者は国家試験を受けたいが再講習等によつて質の向上を図る。国家試験については新制度において考慮されたいという意見であります。厚生省に再教育としての予算がなければ大蔵当局に対しては国家として予算の確保に努力する、こういう二点の意見が中心になりまして話が進められましたことでございます。

以上を以ちまして御報告させて頂きまします。

○委員長(山下義信君) 只今の河崎小委員長の報告に御異議ございませんでしょうか。

○委員(山下義信君) 御異議ないものと認めます。従ひまして当委員会に付託されました請願並びに陳情は小委員会の決定通りに決定することにいたします。小委員長の報告は終了しました。

○委員長(山下義信君) 如何いたしましょうか。船員保険を先にいたしますか。

【賛成と呼ぶ者あり】

○委員長(山下義信君) それでは船員保険から御審議を願います。なお関連しまして健康保険の方も御審議を願ひまして、御質疑がありましたら併せて運んで頂いてもよろしくございませうからどうぞ。

船員保険法の養老年金関係は今どうなつておりますか。その現状と今後その給付等を改める考えを持つておるかどうか、若しそれらを改正をするというならば、いつ頃からの程度の改正をするという考えを持つておるかという点をまあ一つ答えて頂きましょうか。

○政府委員(安田慶君) 船員保険の養老年金は昨日もなたからお話がございましたように、まだ発生はいたしていませんけれども。

○委員(山下義信君) 昨日ありましたか質疑応答が。

○政府委員(安田慶君) なんか戦時加算の問題で松原委員長からですかお話がございました。戦時加算がございまして、戦時中全期間乗つておりますと、養老年金も出て来るといふ時期でございますが、今のところではまだ一件も出ておりません。この場合現在の法律で参りますというところ、全期間の標準報酬を全部通算いたしますと、平均いたしました額の四ヶ月分ということになるわけでございますから、低いものになつて来るわけでございます。そういう意味で今度の法案で従来標準報酬の料率の関係で、暫定料率を多くやつておりました関係上、五百円で打切つておつた。実際は八百円だろうと、二万五千円だろうと、養老年金のほうの計算の上から

千五百円の枠がございまして、その枠を今度の改正で取りましますので、今後は相当の点で改善されるだろうと思ひます。併しそれといたしましては、なおこの二兩年の間に発生いたします養老年金の算定の基礎になります標準報酬というものは過去のものが多いございまして、それではやはり低いものがあります。この問題は先程も申しましたけれども、社会保険制度審議会が養老年金について定額制を勧告いたしておりますが、そういう問題と併せて十分研究してできるだけ有利なようにやつて行きたい。こういうふうに考えております。

○委員(山下義信君) 今この船員保険の医療費の、これは資料の中に出ておりますか。医療費のあの主たる内容、これは資料にありましたか。

○政府委員(安田慶君) 主たるその病気の状況とか、主たるその病気にこの医療費が払われますか。資料のどこにありましたか。

○政府委員(安田慶君) 医療費の内容がございまして。

○委員(山下義信君) 例えはどういう病気がか。

○政府委員(安田慶君) それはございせんが、医療給付が殖えて参りました傾向は、その数値統計の資料というものの、6の(2)というのを御覧になつたらわかると思ひます。九ページにございまして、こういうようなグラフがございまして、一番下に、横線の下に四月、五月、六月となつて参りますが、二十三年の四月から参りますが、二十四年、二十五年、二十五年の八月までございまして、横のほうはこれは費用なり、日数なり、件数でございまして、

す。ここで一日あたりの件数というのが実績でございまして。一番下の欄、これが二十三年の四月が〇・一五〇二、それからずつと下りまして十月が〇・二四九八となつております、それから又ずつと下りまして二十五年の一月に〇・二七八五、それからずつと八月になりまして〇・四七〇六になります。それから次に点線が一件当りの日数でございまして、これは二十三年四月が七・一六、これがずつと上りまして二十四年の十一月には八・三九三となつております。又下つて参りまして八月には七日ばかりでございまして。大體こういう傾向だと思ひます。

それから一日当りの費用が、これはトン・ツの点線になつておりますが、例えは一番上の二十三年の四月には五十七円八十九銭、これがこういうようなカーブを取りまして、最後の八月では百八円五十九銭、大體こういうような数字でございまして。

それから医療費の内容でございまして、今正確な資料を持つておりませんが、けれども、私の記憶によりますと陸上と違ひますのは、總医療費の大体三〇％くらいが性病でございまして。本年の六月の十日から二十日間、月末までの断面的な調査でございまして、それによりますと性病が約四〇％、それから陸上では結核が多いのであります。それから陸上では結核が多いのであります。それから、結核は僅かに一三％くらいでございまして、これがまあ一つの特色をなしておりますのであります。性病が多いというところは、これはそのために医療費が増進いたしました、又それが繰返つて船員のほうにも保険料率の値上ということになつ

た。ここでも一日あたりの件数というのが実績でございまして。一番下の欄、これが二十三年の四月が〇・一五〇二、それからずつと下りまして十月が〇・二四九八となつております、それから又ずつと下りまして二十五年の一月に〇・二七八五、それからずつと八月になりまして〇・四七〇六になります。それから次に点線が一件当りの日数でございまして、これは二十三年四月が七・一六、これがずつと上りまして二十四年の十一月には八・三九三となつております。又下つて参りまして八月には七日ばかりでございまして。大體こういう傾向だと思ひます。

て参りますし、又これが船員の保健という問題から考えましても重大な問題でありますので、私共としては性病の予防については従来も手を盡しております。予防金なんかを福祉施設費で買入れまして、これを事業主に渡して船員に渡すようにいたしますと同時に、いろいろそういった啓蒙宣伝のほうの仕事もやっておるわけでございまして、幸い事業主のほうもそれから海員組合のほうもこの問題の重大なことにつきまして十分御認識を頂きまして、現在そういった問題の対策協議会を作つて、もつと具体的に強力な措置をとらうということを相談いたしておる次第でございます。

○委員(山下義信君) これは結局金額にしましての医療費というものは、給付の費用というものは大体積金の程度で、増敷が他の保険と違つて横這いのように見られますが、どうでございませうか。やはり金額は著しくずつと費用が増額してございませうか。

○政府委員(安田巖君) 一番下の、先程の……。

○委員(山下義信君) 一年当りの件数、これが上つておりますけれども。

○政府委員(安田巖君) いわゆる受診率でございますが、金額はやはり上つておるのであります。これは今の表の重側を見て頂きますと金額が出ておりますけれども、これによりまして……。

○委員(山下義信君) 四千万円前後毎月……。

○政府委員(安田巖君) さうでございします。二十四年四月に三千四百万円ばかりだったのがだん／＼上つて来て、現在では四千四百万円でございます。運賃は陸上と比べてやはり或る

程度安定しておるかと思ひます。

○有馬英二君 先程性病の話が出ましたから、私は北海道の港で開業してある或る病院長の話聞いたことがありますが、その人は主として船員の病氣ばかりを担当しております。同じ市のほかの医者の方へは殆んど船員は行かないのです。そこばかり目をつけて行くらしい。その人の話ですが、船員が非常にたくさん来て御承知のようにベニシリンを打つ、これが莫大なものである。そういうことでほかの医者の話を聞きますと、船員の性病の治療を受ける持つておるだけで、莫大な収入であるという話である。只今のお話で非常な治療費が嵩んで来る。恐らくその船員の治療の大部分が性病であつて、その治療費がやはりベニシリンの注射であるということに大体見当がつくのではないかと思ひます。そのうち只今の治療費の嵩むというのは、そういうことから治療費が嵩んでおるというように私共考えられる。これは治療の当否というようなことは私はよくわかりませんけれども、恐らくそういう点に保険料が非常に嵩む、給付が多くなつたとか、これは本當に只今御説明があつたように予防のほうをもつと完全にやつて頂かんことには、全然保険料を値上してもどうしてもいかにものじやなからうかと思ひます。

○委員(山下義信君) 私もその点尋ねたいと思つておつたのであります。ベニシリンの影響ですね。

○政府委員(安田巖君) ベニシリンを使うために確かに金額が上つておると思ひますが、それで最近二度に亘りましてベニシリンの値段が下りましたので点数も下げております。そういう意味で今委員長が仰せになつたように、治療費の内容が横這いになつておるといふ点があるのじやないか。で御承知かも知れませんが、船員の性病は、乗船中のそういう病氣というものは全部本人が負担するのではなくて、業務上の疾病として船主が負担するといふようなことになつております。そういうようなこともございします。それから私もよくわかりませんけれども、ベニシリンで余り簡単に治りますと、なか／＼そういう点で予防が徹底しないのではないかとこのことも考えられる。予防具など渡しましてもまあ相

○委員(山下義信君) 殖えました。

○説明員(牛丸義留君) この統計資料の十二頁のところに失業給付の支出状況というのがございます。これを御覧願ひまして、一番最後でございします。これによりまして大体二十四年の四月に件数二百三十件で金額が二十三

万六千三百二十四、月末の受給人員が百七十五人にすぎなかつた失業保険の給付が、今年の八月になりましたと件数が二万一千三百六十五件、金額にしまして三千万、月末の受給人員が七千四百五十人というように極めて増加しておる状況でございします。これはいろいろな点におきまして主としてまあ機械の部門におきまして、油とめその他原因で一時期に船員の失業者が出る。それから朝鮮動乱前の状態が非常に油運界が不振でございましたので、昨年末から今年にかけて非常に失業者が増加したようでございますが、大体今年の九月を境にしまして現在は横這いになつておるような状況でございします。

○委員(山下義信君) 我々常識で考えられるのは、非常に船員なども特殊現象で股端で、多少失業者なども救われておるのではないかと思つておりました。が、実情は依然として失業者は多いわけですね。この被保険者の加入状況はどんなですか。もつと勧誘と言いますか、もつと適用をする余地が十分にありますか。どういう状態ですか。

○説明員(牛丸義留君) 適用状況の資料が三ページのところにございします。が、大体今船員法でいう船員が、結局船員保険法の適用を受けるわけでございますが、地方の海運局でございします。そういうところで船員手帳を発行しておる数が大体十六万くらいでございします。そのうちで船員保険法の適用を受けておるものが十二、三万くらいございします。その間二三万の開きはあつたわけでございます。これは未適用の船員がいるということ、それから船員法の船員手帳を支給するもの

と被保険者というものは必ずしも一致しておらないわけでございます。未適用の余地というものは漁船部門においては若干あると思ひます。けれども、大体今の船員の実数から見ても、未適用はないのではありませんかと見ております。

○委員(山下義信君) 今のそういう面に対する施策はどういうふうにとつておられますか。もう繰ざらにさういましてあつた適用のしにくいような状態ですか、なぜ適用しにくいのです。どうか。捕捉したいのです。捕捉という言葉を悪いのですが。

○説明員(牛丸義留君) 未適用の実際の状況と申しますと、例えば和歌山県の一番海岸線の遠い場所とか、そういうところの村とかに三十人以上の漁船が一隻あるというふうな非常に辺鄙な所にあるのが大体未適用になつておるのじやないかと思ひます。こういうものは保険課から係員が出張して漁に出ましてな／＼捕捉できないと、そういうふうな点でございします。少数の漁船部門が未適用じやないかと思ひます。それから機械船でも五トン以上はすべて被保険者の適用を受けるわけでございますが、こういうものも大体只今申しましたと同じような理由で未適用になつておるのじやないか、併し大きな港などでは殆んどすべて未適用の範囲はないというふうな状態になつております。

○委員(山下義信君) まあそのくらいになつておるといふ状態ですね。これはちよつと失業者の七、八千人ですか、七八千人内外の失業保険の適用を受けておられます者の医療等の給付、これは受けられるのでしょうか、受けら

るのでしょうか、受けら

るのでしょうか、受けら

るのでしょうか、受けら

るのでしょうか、受けら

れないのでしようか。今どうなつてお
りますか。又若し受けられないならば
失業保険の給付を受けている者に対し
ても医療給付等の適用を何とか考へて
やるという考へでもありませんか。その
辺どう考へておられますか。

○説明員(牛丸義賢君) これは陸上の
健康保険と同じでございます。資格
喪失前に疾病給付を受けた場合には
経理して受けることができるわけで
ございます。それから資格喪失した後
に、その疾病原因が資格喪失前に発し
たというものでありますならば何年
後でも療養の給付は受けられると。こ
の点が陸上の健康保険と制度が違つて
ございまして、それだけ船員の療
養給付というものは有利になつており
ます。そういう状況で大体失業者の療
養給付というものはカバーされてい
るのではないかと思ひます。

○委員(山下義信君) ほかに御質疑
ございませうか。
○中山義彦君 御質疑も盡きたよう
であります。この際討論を省略して、
直ちに採決せられんことの動議を提出
いたします。(賛成)と云ふ者あり
○委員(山下義信君) 中山委員の御
動議のように質疑を打ち切りまして、討
論を省略し、採決することに御異議
ございませんか。
〔異議なし〕と云ふ者あり

○委員(山下義信君) 御異議ないも
のと認めます。
それではこれより船員保険法等の一
部を改正する法律案の採決をいたしま
す。本案に御賛成の方の御起立を願
います。

〔総員起立〕
○委員(山下義信君) 全会一致でこ
とを認めます。よつて本案は可決せられ
し
た。

本院規則第七十二條によりまして、
議院に提出する委員報告書には多数
意見者の署名を付することになつてお
りますから、本案を可とせられた方は
順次御署名を願ひます。
多数意見者署名
小杉 繁安 井上なつみ
有馬 英二 大谷 肇
長島 銀藏 中山 壽彦
城 義臣 河崎 ナツ
堂森 芳夫 藤原 道子
常岡 一郎 藤森 眞治
松原 一彦

○委員(山下義信君) 御署名漏れは
ございませうか。……御署名漏れはな
いものと認めます。
尙本会議における委員長口頭報告
は、本院規則第四百條によりまして多
数意見者の署名を付して送附しなけれ
ばならないことになつておりますが、
これを委員長において本議の内容、質
疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の
結果を御報告することにして御承認願
ひたいと思ひますが御異議ございま
せんか。
〔異議なし〕と云ふ者あり

○委員(山下義信君) 御異議ないも
のと認めます。
○委員(山下義信君) 健康保険法の
一部を改正する法律案の御審議を御統
行願ひます。

○藤森眞治君 保険料率の千分の六十
というところで何するのですか、しかし
これは六十五までは上げられることに
なるのですか。これまでも千分の五十
と押えて置いても五十五になつておる

ということなんですか、今度はどうな
るのですか。六十で押え切れませんか。或
いは六十五になるような危険は
ございませうか。

○政府委員(安田慶君) 是非一つ押え
たいものだと思つております。

○藤森眞治君 是非押えたいというよ
りも、押えるという一つ御確信を持つ
てやつて頂かないと、この次には厚生
委員会にもかかりませう、審議会だけ
で済むことですか、よほどこれは慎
重に御取扱にならなと困ると思つて
おります。

○委員(山下義信君) 関連しまして
私その点を局長から伺ひますが、どう
いう事態になりましたら六十五まで厚
生大臣の自由裁量の範囲内でおやり
になりますか。

○政府委員(安田慶君) 勿論この委員
会にはかかりませんが、社会保
険審議会にどうしてもかけなければなら
ないやうになつておられます。それら
のほうでも実は非常にかましたいので
ございまして、できるだけそういう事
態の起らないやうにして行きたいと思
ひます。若しそういう事態が起るとい
うやうな場合は、非常にこれは受診率
その他に急激な変化が起ります。そ
のためには、奥の手を打つことが
万止むを得ないやうな場合ではな
いかと思つておりますが、そういうこと
の起らないやうに今後運営の面にお
いて十分気を付けたらと思ひます。

○藤森眞治君 もう一つ伺ふのです
が、現在健康保険組合のほうでは特別
な料率の引上をしないでも、大体行け
るのではないかと、保険組合の考へ
方によつてありますが、ひとり政府管
掌のほうにだけどうしても上げ

なければならぬやうな状態があ
るといふことは、組合と政府管掌とで
はそういう違つて来る原因が那边にあ
るかといふことです。

○政府委員(安田慶君) 御承知のよう
に健康保険組合のほうの料率の最高限
は千分の八十になつておまして、そ
うしてそのうちで被保険者の負担の最
高限が千分の三十になつております。
現在におきましては千分の八十になつ
ておりますものが相当たくさんござい
ます。ここにちよつと資料がございま
すけれども、十八組合ばかりはもう千
分の八十でありまして、そこで一般的
の話でございまして、料率が高いとい
うことも一つございまして、それら
れから御承知のやうに健康保険組合を
経営しておりますところの事業とい
うものは、どちらかといひますと大企業
でございまして、平均の給与ベースと
いうものが非常に、政府管掌といふも
のが対象にいたしておりますところの
中小企業に比較いたしまして、ずつと
いいのであります。従ひまして、例え
ば政府管掌が六千三百七円の標準報酬
までに持つて行くのに汲々としておる
ときに、金融関係でありますとか、或
いは工業関係でありますとか、鉱山関係と
いうところは一万二千円、一万三千円
というベースでやつておりますから、
料率は半分でもいくらかのものですだ
と思ひます。そういうことが主たる理由
であります。

○藤森眞治君 先だつて健康保険組合
の代表者たちと話をいたしましたこと
ろが、代表者の言つておるのには大体
政府の保険料率と同じくらいになつて
おる、千分の八十まで行つておるの
は殆んどないというやうなふうに言つて

おりましたが、今のお話で大分事業が
違つてやうでありますけれども。
○政府委員(安田慶君) 例へば金融業
なんか組合管掌でやつております場
合、政府と同じやうに千分の五十五で
やつたといひますと、そうすると政
府のほうは六千三百七円の基準でござ
います。それから金融機関は一万二千
円、一万三千円でございまして、同
じ料率といひまして、実際は倍くらい
保険の収入がある。そういうことが一
番大きな理由だと思ひます。

○藤森眞治君 そうしますといふと、
七十五條の千分の三十を千分の三十五
に改める、これは政府管掌のほうに上
るから勢い組合のほうもお附き合ひし
てということですか。これはもう別
にこう上げんでもすむのではありません
か。こゝまで條文を書かなければいけ
ません。

○政府委員(安田慶君) それは三十五
にいたしましたらといつて三十五に上
げるといふことではないので、現在組
合管掌が政府管掌とは別に仕事をやつ
ておりますけれども、組合管掌でい
ろやりました料率を八十とする、そ
の半分を労働者負担になりますと、政
府管掌の労働者よりも余計負担がか
かるといふことを御限いたしておりま
す。一応めどは政府管掌の被保険者の
負担の限度といふことになつておりま
すから、今度政府管掌が上げれば、一応
そこまでは限度を高めておくといふこ
とで、実際には殆んど上げないとい
う次第でございまして、又千分の三十とな
つておるところは少いのでありまし
て、実際事業主負担の多いところが
部分でございまして。

うというのを、我々には知らしてく
れる材料がここにいろいろ挙つてお
るのであります。「たが」が緩んだ、ふや
けたような結果をも、そのたびごとに
保険料の保険料率を上げることによつ
て、追つかけ追つかけすることによつ
て、誰がどう考えて見てもこれは妥当
な、誰がどう考えて見てもこれは妥当

かすかというに不安を持つ、信用できたいと思う。まだ討論には入っておりませんけれども、私はこの事務の粗雑さから、そうしてそれを保険料率で追つかける誠意のなさ、もつと根本に元をふさぐ態度を立つまでは、私はこのようにうなげ方方を不満とするものであります。併し討論ではありまじから、こういうことに対して厚生当局のほうではどういうお考えをお持ちになつておりますか。

○委員(山下義信君) ちよつと今の松原委員の質疑に私も関連して御答弁に附加してもいいのですが、本年度の業務勘定として、事務費に繰入れられたもの、或いは施設費として繰入れられたもの約四億二千万円ですかある。これらの使途上大体どういうふうな使途になつておりますか、又これらの事務費、施設費等について節約の余地があるかどうか、その点も合せてお答え願ひたいと思います。

○政府委員(安田廉君) 松原委員が仰せになりました、御指摘になりましたこと、ご尤もだと思つたのであります。国庫負担をやるべきだといふような御議論でありますならば、私もそれと確かに一つのいい方法であらうと思つております。ただ御指摘になりました点で、若干私どもの考へておるところと違ふ点があるもので、一応附加えさして頂きたいと思ひます。

健康保険組合ではうまく行つていない、運営の「たが」が緩んでおるので、そのために料率を引上げなければならぬやないかというお話でございしますが、私どもこの問題、運営上多々不行届の点があると思ひますけれども、

も、主たる原因はやはり受診率が上つた、たくさん医者にかかる、そして又お医者さんのほうの医療費が上つておるといふことが主たる原因ではないかと思ひます。それから運営上の問題でございしますが、組合のほうでは例へば診療費のほうだつて随分この詳しく見ているのではないかと、いろいろな話もありますが、結局その組合の診療の費用も同じように、この基金で、昨日申しましたように、書面の上で審議し、又市中でありますならば、お医者さんを呼び出して、審査をいたします。その上で又府県の医官でありますとか、或いは本省におります技官がそれに當つておるといふ現状であります。勿論基金であります場合には、非常に一般的に数の多いものの全部を当りますし、それから又医官が審査をいたします場合には、昨日申し上げましたように、その基金の資料等から見まして、比較的このおかしなところと思つたものをやりますのでそこにおのずから査定率に開きがあるのはこれは当然ではないかと思つております。その点で私は組合と政府管掌とは違ひはないのではないかと。

それから徴収率の問題でございしますが、実は御承知かと思ひますけれども、組合のほうではだん／＼と医療費の支払等はいたしません。保険料の徴収が弱く、医療費の支払が滞りたつておるといふようなものは、私どもの方で監督いたしまして、極力それを振返せるようにする。併しなから三月も四月も振返らぬという場合には、これを厚生大臣の権限で解散を命じまして、解散を命じますと、どういふことになるかという、それを政府の管掌

としてしまふ、で昨年中に約大休七十分くらい、一割くらいの組合をそういう意味で解散を命じまして、そうして政府管掌の中に入れてあるわけです。つまり政府管掌はそういう悪いのだけを入れておく。それを組合に委しておきますと、組合の中の被保険者の利益が守られませんか、我々のほうで引取つてやる。そういう工合になつておりますからして、その点で只今御指摘になつたような点が、多少事情が違ふということをお断り願ひたいと思つて

な事務費等につきまして、御質問がございしたので、関係の課長から御説明を申し上げますが、実は審議会の審議の経過におきまして、いろいろ統一いたしましたときの事務費等の点につきましても議論になりましたので、私も失業保険でありますとか、それから労働保険でありますとか、その事務費を比較して見たことがありますが、健康保険は非常に低率になつておりますことをこの際申し上げておきます。

○委員(山下義信君) そういうことはよくわかりませんが、他の失業保険その他、労働等と比べて低率というの、何かその件数、或いは被保険者数、そういう数値の比率をおとりなつたのだからと思ひますが、やはりその規模の大きいということが当然の帰結だと思ひます。

○説明員(友納武人君) 詳しい数字は今持つておりませんが、委員長御指摘になりましたように、事務費及び保健施設費が四億二千万円ばかりあるわけでございます。その内訳を申し上げますと、間違つておりましたらあとで訂正

いたしますが、保健施設が九千万円ばかりでございます。それから国営病院といひますか、病院の既設のものが五十ばかり全国にございしますが、これを医療法施行に伴ひまして医療法の規格まで持上げる、並びに特定の府県におきまして、特にそういう診療所の設置の要請の強いところに設置をするといふようなために一億三千万円、合計しまして約二億三千万円になります。その残りの二億四千万円が事務費に廻されておるわけでございます。これに、御承知のように約同額の国庫負担のほうは事務費にはございしますが、これを試みに先ほど局長が他の保険と比較をいたしました、組合管掌の健康保険と比較をいたして見ますと、事務費におきましては組合管掌においては給付金の約六分の、金額にしまして、被保険者一人当り三百三十円ばかりになつておるわけでございます。これに反しまして、政府管掌のほうにおきましては、一括して取扱ふという利便のためでございますが、約百五十億に上ります給付金に對しまして僅か二分か三分というふうな数字にもなりますし、被保険者一人当りに換算いたしましては百円ちよつとというふうな数字になるわけでございます。なお保険施設につきましても、組合管掌におきましては給付金の大体一割をこれらの健康保持増進、疾病の予防等に使用しておるわけでございますが、政府管掌におきましてはこれ又僅かに五分にも足りないといふ数字しか使用することができないといふ状態になつております。

○委員(山下義信君) 国庫の事務費の補助の十分の七というものは、何の十分の七ですか。

○説明員(友納武人君) これは事務費総額の何割かということを押えております。

○委員(山下義信君) 今の純事務費といふのは、五割といふのは、この関係はどうなりますか、二億といふのは。

○説明員(友納武人君) 従ひまして十割でございますればこつちから出す分はないのであります。二十五年度は五割になつております。五割相当分がここに挙げられております。

○委員(山下義信君) 若し十分の三、事務費の補助を政府が、つまり事務費の金額を国費が負担するといふことになりますと、金額にして何ぼ増額してもらへることになりますか。

○説明員(友納武人君) 只今申し上げました保健施設、病院関係の費用を除きました二億四千万が国庫負担になるわけでございます。

○委員(山下義信君) 二億四千万が出せば、純事務費といふものの金額は国費が負担すると、こういうことになつておるわけですね。

○説明員(友納武人君) その通りでございます。

○委員(山下義信君) この六カ月末満につきましては数字的資料を頂戴しておりますが、人員数はどのくらいになるお見込でございますかこの計算は。

○説明員(友納武人君) 人員数は大体の数字で申し上げますと、全部で二万八千人ばかりがこの資格喪失の分の給付に該当しておるわけでございます。今度六カ月末満しか被保険者の資格がなかつた者をきめまことにによりまして、その約四分の一に当る患者が落

て来るようになります。即ち六カ月未満の被保険者で以て給付を受けておる人が約四分の一ある、こういうことになりま。

○委員(山下義信君) この二万七千という該当被保険者数というものは、これを切捨てることによつてこの保険経済のカーブをここに数字で出しておいでになる。それがすべつと数理計算の基礎に使つておいでになるのです。

○説明員(友納武人君) そりです。

○委員(山下義信君) そりです、今後の見通しは、その六カ月未満の被保険者数、二万八千という数はすべつと動かんというお考えですか。常にこれだけの該当者があるというお考えですか。

○説明員(友納武人君) この資格喪失後の保険給付と申しますのは、資格喪失のいろ／＼の種類によりまして継続の期間が違ひます。例えば入院しておるといふような場合におきましては、結核性疾患は約八カ月間、それから結核性以外のものにつきましては七カ月間といふふうに継続しまして給付を受けておるわけでございます。従いまして断面図のようになりまして重なり合つておるわけでございます。次から次に発生したり消滅したりといふふうに加わるものもあり減るものもあるといふような重なり合ひがあるのです。ずつと續けてその数字があるように先程の御説明でも申上げたかと思ひます。この資格喪失後の給付につきまして資格要件を掲げましたのは、主として、財政的見地でございます。公平の觀念と申しますか、そういう面から出ておることを併せて附加

えておきます。

○委員(山下義信君) その面は了承しましたが、併し数字的計算にはなつておるのですか。……です。それから現在の状態を分析なさつて、両方の該当者がこういうふうに出されて、それによつて数字が出ておりますが、いわゆる期待権といひますか、そういうものを切捨ててしまふといふことになつて来ますと、漸次この数字的基礎は動いて来るのじやないかと私は思ふのであります。どう考えられますか。

○政府委員(安田巖君) つまり継続給付を現在受けておられます者を分析して見ますと、六カ月未満の者が大体被保険者数の四分の一だ、全般から見ると二割五分だ、こういうことになつておる。これはまあ一応こういう数字を押えて御説明申し上げるよりほかになかつたわけでありま。

○委員(山下義信君) これからはこういうことはしないといふことになるのですか。

○政府委員(安田巖君) ないのです。

○委員(山下義信君) ないのですから、こういうふうな数字をこへ出してきて、切捨ててみて、これだけ費用が助かるというものが、いつもすべつとそういうふうにお助かるという理由は、

○政府委員(安田巖君) いつも助かるというものは、今後そういうものは認めませんから、若しそういうものがあつたならば、六カ月未満でも継続給付を受けるということになれば、それ以後やめるから、今後一切すべつと長くそういう費用は要らなくなる。

○委員(山下義信君) 六千万円の費用の節約は一回きりでございますか。

○政府委員(安田巖君) 一回きりといふことではございません。つまり今後それがなくなるわけですが、すべつとそういうものが、そういう制度がある場合ない場合があるから、ある場合ならこうだ、ない場合なら節約できる、期待権とか何とかがいふのじやなく、ある場合にはこう、ない場合はこうといふわけでは。

○委員(山下義信君) 私ちよつと勘違いしてあるかも知れませんが、これはこの数理計算の上ではどういふふうに使われてあるのですか。

○政府委員(安田巖君) 数理計算と言いますが、これは一つの実績を基礎にした数字でございます。六カ月未満のもののがこれだけある。継続給付を現在いふくらやつておる……。

○委員(山下義信君) ですから六千万円かどこかに引いてあるのじやないか。ここに参考に出してあるのじやなくて、どこかに六千万円が使つてあるのじやないかといふことです。

○政府委員(安田巖君) 今度の案です。引けるのであります。

○委員(山下義信君) それか引いてあることは一過きり引いたことになるのですか。すべつと料率算出後数理基礎の中に入つておるかといふことです。

○政府委員(安田巖君) ですから今後それだけのものがいつもなくなるわけですから、例えば一般のほうがいふ継続給付がいくらかといふときは継続給付は六カ月未満のものは入つておりませんから、そういうものを基礎にしまして。

○委員(山下義信君) いかなくなるといたしましては今はこの該当者が

ありますから、こういう制限を加へられま。この該当者をなくして六千万円という節約ができるのであります。けれども、これからはその該当者が出て来ないから、六千万円という節約は一回きり……。

○政府委員(安田巖君) 一回きりといふ考え方でなくて……。

○委員(山下義信君) それだけの節約が続くといふこと……。

○政府委員(安田巖君) 継続給付といふ觀念が變つて来るわけでありま。今までは六カ月未満でも何でも入れておつたのですが、今後は継続給付をやめる場合には六カ月未満のものを除いて計算するといふことになりま。

○委員(山下義信君) ですから六千万円の節約になるのは、この際本法の改正をすることによつてこういう対象者を切下げることにして六千万円の節約になる。制度としては今後はそういう対象が出ないことになると、節約にはなるけれども、それは現実に初めから費用もかかるから、今は現に費用をかけてあるから六千万円という節約は実際は出てくる。今後それだけの制度が續きますのなら幽霊数字……。

○政府委員(安田巖君) そりじやないのです。つまりこれだけのものは十の中で二だけのものはあるのでございます。わけであるけれどもこれをなくすることによつて八になる。八という数字は今後續いて行く。二というものが若干動くかも知れない。仮にこういう制度が續いて行つた場合に、継続給付を受ける者の中で三、二、一までになるかわかりませんけれども。

○委員(山下義信君) わかりました。ですから私の質問は最初に戻る。

ですから二万八千名という対象者がすべつと續けてあるという予想はどうして立つかといふ最初の質問を解いて見れば……。

○政府委員(安田巖君) それは續けてあるといふのは現在こうだ、かうなるだらうといふのでござい。すべつと、或いは全体の被保険者数が變つて来るとか、或いは受診件数が變つて来るといふことになつてそれに應じて動いて来る。

○委員(山下義信君) 大体の比率はさうだといふことは言へる……。

○政府委員(安田巖君) 仮に三百三十万か六百万になつたらどうかといふふうな心配だけは嫌えて来る。こういうことになりま。

○委員(山下義信君) これは資格の制限をするといふことは非常に重大なことですから、これを切る時期によつては非常に労働者が転々とするような情勢のときにおきまして該当者が非常に多い。それから又労働者が職場に固定してあまり異動がないときには、六カ月未満といふものは比較的少なくなつて来る。それから情勢によつてはまた該当者の異動がありま。すべつと先の見通しといふようなことになつて来ると、今のままの状況が續くとするとこの二万八千という該当のあるものがすべつとこの節約が續くといふ計算はできるか。これがすべつとこういう状態が續くといふ考えかたといふものはどういふ考えかたか、こゝろ聞いて見たんです。

今一つこゝろいふものはどうなんですか、一遍すべつと被保険者であつて、さうして一遍資格を喪失して、又再度被保険者になつて、さうして六カ月に満

たざるものはどういう扱い方になりましようか。

○政府委員(安田巖君) やはりその最初の六カ月間が必要でございます。

○委員(山下義信君) そうすると最初十年も被保険者であつて、而も一度も病氣にかつたことなく、保険の世話になつたこともなく、それが資格を喪失して再度被保険者になつたような場合、それはやはりこれと同じようにいうことになりませんか。少しむづかしい感じがいたしますが。

○政府委員(安田巖君) そういう感じもございまして、結局保険のこれは権利だけの話でございますが、これはいろいろ実情もありまして、権利からいへば或る程度在職しまして、十年、二十年在職いたしておりましたからその間に一応保険料に相応するものは危険を負担してもらつたということ、これは長期保険と違ふところだと思ひます。

○委員(山下義信君) 六カ月末満の被扶養者は多うございまして、その被扶養者の一件あたりのこの費用というやうなものはどういふふうな模様でございましょうか。濫用がありましようか。

○政府委員(安田巖君) この被扶養者は大体一般の場合と同じやうなものであると思ひますけれども、被保険者一人について一・七二から二というくらいまでのところでございます。

○委員(山下義信君) そうするとちよつと保険に入つて、いわゆる六カ月末満であつて、そして重い病氣やら、殊更に治療のために便宜上この入つてこの制度を濫用するといふ傾向は数字の上にはないといわなければなら

りませんね。そういう点はどうでございましょうか。

○政府委員(安田巖君) それは私は委員長がおつしやる根拠がどういふことか、私はまだ理解できませんけれども、継続給付をたくさん受ける。その中でその継続給付を受ける者二割が六カ月末満だということは、普通ならばそれは平均の勤続年数はもつと長いわけですね。そのうち六カ月末満といふことは少いわけですが、然るに六カ月末満の者がその二割を占めるといふやうなところには不正の事実があるといふことは言えるんじゃないかと思ひます。

○委員(山下義信君) それは割合から行くといふとそういう推測もできるかわからんが、実際において病氣のつまり給付の内容を見てみますと、一般の給付と大差がないといふことになると、その面から見ると殊更に病氣を誘ふでかかつて行くといふことは、軽いのならそういう手段は取らん。治療をかなりの程度受けなければならぬやうなものが殊更に濫用するといひますか、不正に使おうとしてゐるのかといふことも考えられますけれども、今言つたやうな給付内容からしますと、さほどに悪意のあるやうな数字は出て来んやうに考えられます。何かそれらの具体的に調べられたデータでもありませんか。

○政府委員(安田巖君) この被保険者たりし期間が六カ月末満の費用の推算でございまして、大体入院でございましてと一件あたりの継続の月数といふものが八ヶ月くらいになつております。それから入院外でも一件で七カ月、その他で四カ月でございますが、

ら、まあ普通の病氣から申しますと、普通の継続給付でないものと比べて見ますと随分長くなつてゐるわけでございます。

○委員(山下義信君) もし不正を防止するといふやうな意味の目的なら外に手段はあると思ひますがね。でこの節約いたしまして年間に幾らの節約額になるのございましょうか。二億四千万でございますか。

○説明員(友納武人君) 四倍になりますから二億四千万でございます。それから今委員長のおつしやりました不正の問題は、確かに他の方法もあるかと思ひますが、又それだけが理由になつておるのございせん。広汎な理由から申上げておるのであります。ただ任意包拵被保険者といふのがございまして、例へば一番極端な例をとつてはつきり申上げますと、使用者、労働者が一人の事業所があつたといひます、この事業所といふものは、任意包拵適用被保険者として、いつでも入れるわけなんです、健康保険に。従つて病氣になつてすぐ入りすぐやめるといふことは可能なんではあります。そういうことは極端な場合でございまして、不正のチャンスもあり得るといふことを申上げるわけですね。

○委員(山下義信君) その該当者は事業所別か何かで、特にこういう事業所には多いといふやうな、偏しておるやうな傾向でもございまいしょうか。

○説明員(友納武人君) 事業所別の調査はちよつと出ておりませんが、

○藤原道子君 私はこの保険料率の引上げとか、或いは健康保険の被保険者の資格喪失後の給付についての制限でございまして、こういうありかたで、

この危機を切抜けようとするには絶対反対なんです。いつの場合にも赤字になれば料率の引上といふことが先ず第一に考えられるんですね、こういうことで解決がつかないならば、これはばかにでもできることだと思ひます。私はこういうことで危機を脱しようとして、安易な方法をとりようとするには絶対反対。

それが一つ、今一つはこの不正利用であるとか或いは六カ月末満のものを制限するとかいふやうな考えかたも、これは社会保険に逆行するものだと思うんです。結局いつかイギリスでこの赤字の問題が大分問題になりましたときに、この利用する人が多いといふことは、国民の健康がそれだけ破壊されたといふことを実証するんだ、従つて産業の基盤が国民の健康であるならば、これだけ利用者があつたといふことは、それだけ国民の健康が回復されることになるんだから、国費を出すことはちよつとも惜しいことじゃないといふことをはつきり答弁していらつしやつた厚生大臣の言葉を、一つ玩味してもらいたいと思ひます。従つて六カ月末満の人が加入して、六カ月末満のものが資格を喪失したとするならば、その人が病氣になつたときに、一体誰がこれを補つて行くか。そして又労働者の家族ですね、その家族が病氣になつたときにはどうなるかといふことを私は考へて見る。そうすると結局いふ、困れば医療給付といふことになりまして、医療扶助ですね、そうすると医療扶助まで願ひ出る過程において、病氣はもつと重くなつて来るわけですね。そうすると国費はそれだけ余計に費やされるというのを真鍮

に考へてもらひたいのです。でありますから、私は保険局長がすぐこういうことを考へになつたとは思ひませんが、恐らく国庫扶助を要求されたらどうと思ひんでございまして、けれども、その点突込んだ質問でございまして、初めからあなたがこういうことを考へになつたのか、大蔵省との力関係で止むを得ず安易な方法をとつたのか、この点をはつきり私はここで聞きたい。こんな社会保険の性質に全然逆行することをここに出して、そして私たちにこれを審議しろと言つたつて、私は絶対反対なんです。この点一つ明らかに。

○政府委員(安田巖君) この料率を引上げることも、それから診療内容を制限し診療に條件をつけるということには、実はこれは私も反対でございまして、できるならそういう措置をとりたくない。これを考へまして先程松原委員がいろいろ條件を出しになつておりました、あの社会保険制度審議会が、この案を出すときに出した條件といふものは、もう実は今の段階においてはこの案といふものは止むを得んけれども、なおこういうことを考へるといふことなんです、あすここに掲げられてありますやうに、第一に国庫負担の問題がある。この国庫負担の問題については、社会保障制度審議会の報告が十月十六日でありましたが、十月十六日というのと大体二十六年度の予算につきましては、もう国内的にはいろいろな手続が済んでおる、又同時に関係方面にも説明を始めておるときでございまして、それまでも私どもは報告の内容容はわかりませんが、試案その他で大体こういうものだといふことも

承知いたしておりますし、私どもも多年この点につきましては国庫負担を要求したものであります。併し大臣がこの席でしばしば言われますように、種々の関係上これが実現を要求して来たんでございまして、二十六年度におきまして、同じような趣旨におきまして、国庫負担をいたさなかつた。そういう関係で実現しなかつた場合に、実現するように努力するとか、或いはどこかで実現するようにやつて貰えるだろうとかいうような、希望的な観測をいたしまして、それを一つの前提にいたしまして、策を立てるといふことはもう我々としてはできないわけですから。そこで国庫負担が仮に若し来年度駄目だということになれば、何をやつたらいいか、それにはいろいろある。昨日もいろいろ詳しく委員長から御質問がございましたので申上げたのでございまして、給付を切るとか或いは料率を上げるとか、その給付の切りかたにつきましても一部診療内容の制限するとか、いろいろあるんでございまして。極端な議論になりまして、家族給付というものが従来保険料率の中に見込んでなかつたやつが、戦時中以来これを呼び込んでやろうということとで来た。それをのけたらどうだろうかという意見も出たわけですが、併しいろいろ見ても出たわけですが、併し考えて見ますと、まあそういう制限をされるくらいなら、千分の五くらいは出してもしょうがないじゃないか、何とかやつて行くというのじゃないか、がないじゃないかと、こういうようなことで出たので、実は先程もイギリスの話が出ましたけれども、イギリスにいたしましても、まあこれは健康保険

に入つておる人、国民健康保険に入つておらない人、その間に、国民の間にブランクがあるんです。それでまあ、こういうふうな結果になつて来るんでございまして、若し全国民が入つておるのなら継続給付に切つた切らんとこの問題は出て来ませんのであります。そういう点は健康保険自体からいへば、一種の自己防衛の策のようなことになりまして、イギリスにおきましても、やりまして一年もたたらうちに結局赤字が出まして、処方箋料を一枚ごとに十ペンスをかけた、こういう方法を仮に日本でやりますならば、健康保険は或る程度は楽になつて来る。併しそれが果していいかということも考えて見たい。併しそれよりも、まあ千分の五くらいのほうが、非常に被保険者のためには影響が少いんじゃないかと、こういうようなことを私どもも考えて、止むを得ずこういうふうにしたわけでございます。どうぞ一つ御了承願ひたいと思います。

○藤原道子君 イギリスで処方箋料としてやつたのはこれは一回でしよう。料率はこれは何回引上げるんですか。幾度引上げて来ているんですか。それと今一つは仮に資格の制限をいたしまして、この結果、病人がそれだけいることは事実なんですから、これが若しも国家の医療扶助を適用されるとしたら、そのときどれくらいの金額になつて来るか、利用者がどのくらいあるかということまでもお調べになつたでしようか。

○政府委員(安田巖君) ここに掲げました一年に二億四千万円でございますが、これは、若し御本人が入らない、全部お入りにならぬというところに

なれば、医療扶助のほうに廻つて行くわけですが、その金額は。

○藤原道子君 それは金額になるわけですが、医療扶助は。

○政府委員(安田巖君) 併しそういう場合に、これは制度の立てかたですけれども、被保険者相互の間で、やめた後の、そういう場合の者までも自分たちが負担しなければならぬか、或いは国の政策として国民全部の負担でやるべきものかというところは、又これはおのずから議論があり、やりかたがあるんじゃないかと考えるのであります。

○藤原道子君 それはそうです。

○政府委員(安田巖君) それから今の処方箋の例でございますが、これは処方箋を書くということにそれだけ要するということになりますと、相当の額になるのであります。私はこれはもう本日千分の五の料率の引上の御審議を願つておりますけれども、将来も国庫負担があるにいたしまして、これはもう少し根本的に医療給付の内容なりを、もう少し根本的に考へて行かなければならぬ。例えて申しますと、仮に国庫負担で一割ということが出たといつたとしても十五億でございます。十五億のものを仮に健康保険の経済の中に入れても、今の赤字が解消するくらいで、結局その一割の、滞納分の保険の苦しい状況というものを、そういうことを考えますと、確かに私も社会保障になりますならば、国庫負担といふものはあるべきものというところに全然同感でございますけれども、それだけで今の国民経済の現状におきまして、国庫負担だけでこの問題を解決

しようということではやはりやつて行けないのではないかと。更にもと根本的な問題を考へて行かなければならぬ。いよいよどうしても出すことができません。併し先程しばしば申しましたように、一部負担ということから料率引上というところに対しては我々最後まで避けたい、こういう気持ちでやつておるわけでありまして。

○藤原道子君 この料率を上げるためにあなたがたが悩んでおる、何とか解決しなければならぬということですから、そこで保険当局としては医療制度をどういうふうにしたらよろしいか、どうしたらやつて行けるかというふうな試案をお持ちでございますしやうか。

○政府委員(安田巖君) これは社会保険制度審議会の方で医療報酬の支払等につきまして御報告が出ておりますので、それと一つ眺め合せて考へなければならぬと思ひます。まあそういう医療制度が完全であるための條件といつたしましては、診療内容が低下しないことであるとか、医師の方は働けばそれだけの収入を得るといふふうに満足して頂いて働いて頂くこと、或いは又支払方法といたしましては、至極これは簡単なものでなければいかん、余り複雑になつてはいかぬ、或いは又保険経済が或る程度安定する方法でなくちゃならない、そういう或る矛盾した条件があるわけですから、それをすべてを満たして行くことは困難でございますけれども、折角そういう御報告もございまして十分研究して行かなければならぬ。私どもも足下に火がついたのでありますから至急何らかの結論を得たいと思ひます。完全なものが得られるかどうかはわかりませんが、努力して見たいと思ひます。

○藤原道子君 ちよつと私聞くとこのように、ここに賛成は止むを得ずしているけれども、保険審議会ですか、あすこで今度の案に対しては最初は八対二で否決されたと聞いていますので。そうしてそれが止むを得ずこういうふうな賛成になつたんだというふうな間に、おるのですけれども。

○政府委員(安田巖君) その通りでございます。つまり誰もみんな賛成じゃないのでございまして。それで保険審議会におきましても私共がいろいろ案を出しましたときには、最初のときにははとにかく上るのははいやだということとで否決されたのであります。八対四ぐらいでした。そのときには否決をされましたけれども私の方からいろいろお願いをいたしまして、否決しつぱなしでもらつても実は困るのです。ですから今のとり得る措置として何が一番いいかということについても一度お考え願ひたい。できればもう一遍招集いたしますので、その席で各審議会の委員の方がどうすれば一番いいか、これはならば可能な方法である、これは今日はそのけれども直ぐの間に合わんといふことがいろいろありましようから、ですからそれを十分御検討願つて、持寄つて頂きたいということとで、三、四日後に又第二回を開きました。第一回は否決されましたが、そういうような方法で三、四日後に会議を開いたわけでありまして、そのときに皆さんなかなかいい案がありませんので、私どもの

ほうで十五、六突はこういう場合もある、こういう場合もあるというところを書いた。結局適用と我々は言つておられますが、病気になるて初めて適用届を出す、こういうものであらうと思ひます。これは絶無とは我々も言ひ切れませんが、従来と比較いたしまして健康保険の利用率が非常に増えましたので、又そういう面につきまして我々も注意をしておりますので、そう派山という者があるとは考えておりません。

○説明員(友納武人君) よくわかりました。結局適用と我々は言つておられますが、病気になるて初めて適用届を出す、こういうものであらうと思ひます。これは絶無とは我々も言ひ切れませんが、従来と比較いたしまして健康保険の利用率が非常に増えましたので、又そういう面につきまして我々も注意をしておりますので、そう派山という者があるとは考えておりません。

○政府委員(安田巖君) 受診率は終戦後急激な上昇を示しているのだから、これは私どもにも分りません。受診率が無限に上昇する、これがそういうようなアンバランスの原因になつてゐる。先ほど保険局長もお話になつたやうであります。受診率と今後の見通しというものはどういふものでありましようか、これをどうしたら押えることができるか。或いはそれを是正するのはどういふ工合にするかということについて一つ御意見があつたら。

○有馬英二君 私はこういう實際において保険患者の受診の状態ですね、こういうことを絶えず注意をしておるのですね、飲山の病院へ参りますと、御承知かも知れませんが、非常に患者が多いのです。これは只今のイギリスの医療国営が悩んでゐると同じやうなことをやつておると私は思ふので、あなたがた實際に御覧になつたかどうか知りませんが、非常な何千という患者が押し寄せる。これは一休何にあるのか、つまり料金が殆んど入らないといふこと、言い換えてみますと、保険料といふものが非常に安い、殆んどないといつてもいいぐらゐにしかならない。ですから余り医療費が、或いは負担が安過ぎるということ、或る点まではこれは病人自身が負担すべきであるといふことを私は絶えず考へておる。ですからこの医療費の相当の値上といふことに私は決して反対するものではない。併し根本策としては健康保険といふものの根本原理からすれば、これは保険金が少いのが本当であるべきである。これは先程からもいろいろ御意見がありました。が、どこまで上つたら納まるかという点を私は心配するのですが、その点において十分のあなたがたの考えを聞かせて頂きまして、いやこれいいんだ、今後こういうことはないんだといふことがはつきりすれば、私共異論がないわけですね。その点を一つはつきり納得の行くやうに話をさせて頂きたい。

○政府委員(安田巖君) 先ほども申しましたやうに、確かに有馬委員からおつしやるやうに自己負担をかけるというところは一つのブレーキになることは確かでございます。これはもう人情の常といつたしまして、只であればくさんみてもらうけれども、金がかかれば少々のことは自分でやろうといふぐらゐのことになるのは人情の常でございます。ただ併し受診率がどこまで上つて行くかといふことなのでございませうけれども、或いは又どこまでその負担があるかといふやうな問題になつて来る。これは負担力と申しますのは各個人の被保険者の負担力の問題もございませうし、国全体の財政力との問題もあると思ひます。その辺のところがやはり睨み合せて議論をしたらいいのじやないかという気がするのであります。例へばもうここで國も出せない、或いはもう被保険者も出せないといふことになりましますならば、こういう制度を潰すよりも、まだ悪い制度と言われながらも一部負担なり或いはそういう制限診療をするといふことも止むを得ない。併し我々の考えかたとしては、そういう制限なり料率の引上といふことは最後にとつておいて、成るべくならばそういうことをやらぬで済ませて行く、そうして皆さんにもつと気軽に医者にかかつて頂けるといふやうなことを考へておる。そこらの時期はやはりなか／＼わからんと思ひます。

○有馬英二君 次官もまだ見えないうです。ちよつとこの辺で休憩したいと思ひますが、皆さん如何でしようか。

○委員(山下重信君) 議事の都合に

○藤原眞治君 私の方も簡単なので、それから、それに關連してですけれども、従来病気になるまでやつておられても保険に入らない、病気になるて初めて手続をする、こういうことはいわゆる事業主の謝礼といふか、そういうふうな名目で組織されたものが相当たくさんあるやうですが、近頃もそういうやうな例は相当たくさんございませうか、如何でございませうか。

○説明員(友納武人君) 御質問の趣旨がよくわかりませんが、病気になるてから雇用関係を保つて、従つて健康保険の被保険者になる者が依然として多いかという御質問でございませうか。

○藤原眞治君 ちよつと言い換えます。雇用関係はできてゐるけれども被保険者になつてない横着の人ですね、そうして病気になるて初めて正面に出して来る、こういうわけですね。

○有馬英二君 ちよつと性質上、わかれれば適用してしまひますので、ちよつと数字には出ません。

○有馬英二君 先ほど私が大蔵政務次官に質問をいたしましたのが、少し質問のやりかたが手温かつたかも知れませんが、それを釈明するつもりではないのですけれども、結局この値上をしなければならぬといふことは、根本方針から何とか解決しなければならぬ。先ほど松原委員も言われました、が、はつきり助言の方法を講じなければいかんじやないかといふやうな言葉もありましたのですが、私も同感でありますけれども、今日はそういうやうな根本的のことを質問するときでもないと私は思つております。御承知のやうに保険経路に關する小委員会ができてゐるのですから、そのほうで十分私どもはもつと審議をしたいと思つておりますから、今日はその点には言及いたしません。この赤字補填のために値上をする、千分の五十五から六十に引上げなければならぬといふことではあります、一つお尋ねしたいのは、

○政府委員(安田巖君) 先ほども申し

○委員(山下重信君) 議事の都合に

よりまして暫時休憩いたします。

午後三時五十四分休憩

午後四時四十分開会

○委員長(山下義信君) それでは委員会を再開いたします。本日はこれをもって散会いたします。

午後四時四十一分散会

出席者は左の通り。

委員長 山下 義信君
理事

委員 小杉 繁安君
井上なつゑ君
有馬 英二君

大谷 榮潤君
城 義信君
中山 壽彦君
長島 銀藏君
河崎 ナツ君
堂森 芳夫君
藤原 道子君
常岡 一郎君
藤森 眞治君
松原 一彦君

政府委員

大蔵政務次官 西川甚五郎君

厚生省保険局長 安田 巖君

説明員

船員保険課長 牛丸 義留君

健康保険課長 友納 武人君

昭和二十五年十二月二十二日印刷

昭和二十五年十二月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所